

食料・農業・農村政策審議会食料産業部会における
物流小委員会の設置について（案）

令和6年6月 日
食料・農業・農村政策審議会食料産業部会決定

第1条 食料・農業・農村政策審議会議事規則第9条の規定に基づき、食料・農業・農村政策審議会食料産業部会（以下「部会」という。）に、物流小委員会を置き、農林水産省所管の物資の流通に関する事項を調査審議させる。

第2条 小委員会の会議は、部会長が招集する。

第3条 小委員会の審議は、部会長が指名する委員及び専門委員が行う。

第4条 小委員会に座長を置き、部会長が委員、専門委員のうちからあらかじめ指名した者をもって充てる。

2 座長は、小委員会の会議における審議の経過を部会の会議に報告する。

第5条 小委員会の庶務は、農林水産省大臣官房新事業・食品産業部食品流通課において処理する。